

## 登米市地域クラブ活動団体・指導者認定基準

### (目的)

第1条 この基準は、地域クラブ活動団体又は指導者に対して登米市地域クラブ活動団体・指導者認定証(以下「認定証」という。)の交付を適正に行うための基準を定め、部活動地域展開(地域移行)の受け皿となる地域クラブ活動における団体又は指導者の指導水準を確保し、部活動地域展開(地域移行)を円滑に推進するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ活動 社会教育の一環として捉え、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)や文化芸術基本法(平成13年法律第140号)における「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるもので、学校部活動とは異なる地域クラブの運営団体又は実施主体が行う活動をいう。
- (2) 指導者 地域の住民が主体となって活動するクラブ又は中学校部活動で、スポーツや文化活動を指導する者又は指導することを希望する者をいう。

### (認定要件)

第3条 指導者の認定は、次の各号の要件を満たす者に対して行う。

- (1) 地域クラブ活動指導者(スポーツ・文化芸術)として、次のいずれかを満たす者
    - ア JSP0 公認スポーツ指導者資格、JSP0 加盟団体認定スポーツ指導者資格保有者
    - イ 教員免許状保有者でかつ部活動指導経験者
    - ウ 宮城県・宮城県教育員会主催指導者研修受講者
    - エ その他のスポーツ・文化芸術指導者資格保有者又は研修会等受講者
    - オ みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム登録者
  - (2) 高校生を除く18歳以上の者
  - (3) 次の欠格要件の全てに該当しない者
    - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
    - ウ 過去に暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、ドーピング及び薬物乱用などの不適切な行為があった者
- 2 団体での認定を受けようとする者は、代表者及び指導者すべてが第3条第1項の要件を満たす団体に対して行う。

(認定申請)

第4条 認定を受けようとする団体又は指導者(以下「認定申請者」という。)が認定申請を行う場合は、教育委員会に対する登米市地域クラブ活動団体・指導者認定申請書(様式第1号)と活動計画書(様式第2号)の提出により行うものとする。(活動計画書(様式第2号)の提出は団体で認定を受けようとする場合のみとする。)

2 認定申請者が団体の場合、代表者は指導者が第3条第1項に掲げる要件を満たしているか確認したうえで認定申請する。

(審査及び認定)

第5条 教育委員会は、認定申請者について第3条の要件に基づき審査の上、当該要件を満たした者には認定証(様式第3号)を交付する。

2 教育委員会は、前項で定める審査に必要と認められる場合には、認定申請者へ電話やメール、訪問によるヒアリングなど所要の調査を行うことができる。

3 認定の有効期間は、認定を受けた日から4年を超えない年の3月末日とする。

4 みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム登録者は指導者として認定するものとし、認定証の交付は行わない。

5 認定後、指導者として積極的に自己研さんに励み、別表に定める団体の研修会に進んで受講する。

(変更の届出及び辞退)

第6条 登米市地域クラブ活動団体・指導者認定者(以下「認定者」という。)は、申請事項に変更があった場合には、登米市地域クラブ活動団体・指導者認定内容変更届(様式第4号)により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 認定者は、認定基準を満たさなくなったとき又は認定継続の意志を失ったときは、速やかに登米市地域クラブ活動団体・指導者認定辞退届出書(様式第5号)により、教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消)

第7条 教育委員会は、認定者に次の各号の事実が確認された場合は、当該認定を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項の規定により認定者から辞退の届出があったとき。

(2) 第3条の規定する要件に該当しなくなったと認めるとき。

(3) 虚偽又は不正の方法により認定を受けたことが判明したとき。

(4) その他認定者として適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、登米市地域クラブ活動団体・指導者認定取消通知書(様式第6号)(以下「取消通知」という。)により認定者に通知するものとする。

3 認定者は取消通知の受領後、第5条第1項により交付された認定証を教育委員会に返

還しなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、認定の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和7年9月1日から施行する。

別表(第5条関係)

団体名
宮城県・宮城県教育委員会
日本スポーツ少年団・宮城県スポーツ少年団
日本スポーツ協会・宮城県スポーツ協会
日本スポーツクラブ協会
日本部活指導研究協会
登米市体育協会
登米市スポーツ少年団
その他、教育委員会が認めた団体